

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	選挙管理委員会事務局
委託業務名	大津市長選挙に伴う選挙機器点検業務
委託業務場所	大津市御陵町3番1号
概要	大津市長選挙において使用する大津市選挙管理委員会の保有する選挙機器を、予め点検整備する。
契約期間	令和5年12月11日から令和5年12月28日まで
契約年月日	令和5年12月11日
契約金額	783,750円(税込)
契約の相手方	〔所在地〕大阪府東大阪市長田中三丁目6番1号 〔名称〕株式会社ムサシ 大阪支店
契約相手方の選定理由	大津市長選挙で使用する投票用紙専用交付機、読取分類機等は、各種選挙で使用する投票用紙に対応した特殊なものであり、製造業者である当該業者でしか点検整備を行うことができないことから、当該業者を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。